

◎新潟県告示第730号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
南町薬局	村上市南町2丁目4番50号	平成30年4月30日
ピアスマイル薬局	胎内市あかね町26-27	平成30年5月6日
野村内科医院	長岡市長町1丁目3番地9	平成30年3月31日
メッツ長町薬局	長岡市長町1-1665	平成30年3月31日
一般財団法人 上村医院（医科）	十日町市田中口468番地1	平成30年3月31日
一般財団法人 上村医院（歯科）	十日町市田中口468番地1	平成30年3月31日